

新型コロナウィルス感染症の影響を受ける 事業経営者に対する「資金繰り」「雇用維持」等の支援策

新型コロナウィルス感染症が世界レベルで拡大しています。この感染症の拡大により、経済活動・事業経営に大きな影響が及ぼされる中、日本政府・行政機関等は困難に直面している事業経営者に対し、各種の要件緩和、特例措置を設けるなど緊急経済対策を講じています。今回は「資金繰り」「雇用維持」に関する施策を中心に紹介します。今後も新型コロナウィルス感染症における支援策等に関してお届けします。

雇用の確保などの支援策

■雇用調整助成金の特例措置

○対象：新型コロナウィルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業や教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合。

○内容：休業手当、資金等の一部を助成。

○助成率：大企業1／2、中小企業2／3

*労働者一人当たり8,330円上限。

○日数：1年間で100日

○適用日：休業等の開始日が本年1/24～7/23迄の場合適用

○理由例：①コロナウィルスの影響を受けて事業を縮小した結果、受注量・売上が縮小した場合。

②行政からの営業自粛要請を受け自主的に事業を縮小した場合。

③風評被害により観光客の予約キャンセルにより客数が減った場合。

④労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖した事により事業活動が縮小した場合。等々

○備考：雇用保険被保険者でない方の休業対象となる「緊急特定地域特別雇用安定助成金」制度もあります。

【お問合せ・お申込み】ハローワーク助成金デスク

TEL：078-221-5440

■小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援

○対象：本年2/27～3/31迄の間に、下記①②の子どもの保護者として世話をいった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①コロナウィルスに関する対応として臨時休業した小学校等に通う子ども

②風邪症状などコロナウィルスに感染または感染した恐れのある小学校等に通う子ども

○内容：有休休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

*日額上限は8,330円

○期間：6/30まで

○備考：雇用保険被保険者以外の方も申請できます。

【お問合せ】学校等休業助成金・支援金受付センター

TEL：0120-60-3999（受付9:00～21:00）

資金繰りなどの支援策

■兵庫県中小企業等融資制度

兵庫県ではコロナウィルスの流行により影響を受ける中小企業に対し、新規融資および既往借入の返済負担軽減を支援しています。また「セーフティネット保証」を受けることで利率を低減するなどの特別措置もあります。

【下記(1)～(3)お問合せ】兵庫県産業労働部 地域金融室

TEL：078-362-3321

(1) 経営円滑化貸付（新型コロナウィルス対策貸付）

○対象：コロナウィルスの流行により影響を受ける県内の中小企業者等で、最近1ヶ月の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方。

*3/16より事業歴1年未満も対象に追加

○貸付額：限度額 2億8,000万円（運転・設備資金）

○利率：0.7%（固定利率）

(2) 経営活性化資金（新型コロナウィルス対策貸付）

○対象：コロナウィルスの流行により影響を受け

- ①県内で同一事業を1年以上営む企業で
- ②取扱金融機関と1年以上の与信取引があり
- ③決算書提出が可能で（個人は青色申告）
- ④最近1ヶ月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少している方

○貸付額：運転資金 5,000万円

○利率：金融機関所定金利

(3) 借換等貸付（新型コロナウィルス対策）

○対象：県内で同一事業を1年以上営む中小企業者等で、県制度融資の借入残高があり、最近1ヶ月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少している方

○貸付額：限度額 2億8,000万円

○利率：0.7%（うち据置1年）

■セーフティネット保証とは…

経営の安定に支障が生じている中小企業等を、一般保証（2.8億円）とは別枠の保証の対象として、資金繰りを支援する制度です。市区町村による認定が必要です。

【お問合せ】神戸市産業振興センター

TEL：078-360-3206